平成２６年（フ）第３７６６号
大阪府枚方市高塚町６番１号
破産者　有限会社朝日住研
1　破産債権の届出期間　平成28年５月10日まで
2　一般調査期日　平成28年６月20日午後２時30分
平成28年３月18日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１００１号
山形県南陽市赤湯443番地の５
清算株式会社　株式会社ルーク
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（ヒ）第５０１号
福島県西白河郡西郷村字下前田西45番地
清算株式会社　株式会社シーオーエス
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所白河支部

平成２６年（ヒ）第１０２号
茨城県笠間市長兎路1084番地
清算株式会社　株式会社マリーナ産業
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第１号
兵庫県丹波市氷上町石生1767番地の７
清算株式会社　株式会社ＣＤＮ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（ヒ）第２号
北九州市八幡東区春の町１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社寒川
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０１５号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社エスケー商事
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　定義
一般債権とは、協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権以外の債権（元本債権）をいう。
3　一般債権の弁済及び免除
⑴　基本弁済及び免除
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、一般債権の0.32パーセントを弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
⑵　追加弁済
⑴に基づく弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の一般債権額の割合に応じて弁済する。
この場合においては⑴に基づく免除は、新たになされた弁済を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号
大分市大字竹中4968番地の１
再生債務者　美久津興業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年３月18日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第１号
愛媛県今治市富田新港１丁目２番地５
再生債務者　株式会社セトウチデリカ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　愛媛県松山市一番町２丁目５―20藤倉ビル２階　一番町法律事務所　弁護士　越智　顕洋
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成28年３月17日　松山地方裁判所今治支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第３２号
さいたま市北区本郷町416番地　アルフートＢ―303
再生債務者　太田　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月20日から平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７号
千葉県成田市加良部１丁目18番地（６棟302号）
再生債務者　後藤　俊二
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月22日から平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第１３号
愛知県西尾市一色町松木島中切105番地16
再生債務者　川内　孝哉
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月15日から平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第５号
北海道江別市東光町18番地の13
再生債務者　鈴木　啓太
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月26日から平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第４１号
札幌市北区新川西２条５丁目２番８号
再生債務者　安井　　淳
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月26日から平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第４２号
北海道石狩郡当別町獅子内2227番地159
再生債務者　氏家　孝夫
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月26日から平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第３号
青森市沖館４丁目19番43号
再生債務者　外崎　雄祐
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月19日から平成28年５月６日まで
青森地方裁判所民事部再生係